平成２５年（フ）第３０２号
岡山市中区海吉2131番地１Ｄ―304―15
債務者　小林　奈月
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３２４号
岡山市東区瀬戸町万富1844番地１雇用１―204
債務者　井田　順子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３３９号
岡山県赤磐市山陽１丁目116番５号
債務者　青木　文明
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４８５号
東京都町田市三輪町312番地グリーンハイムみわ105
債務者　水島　正幸
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月19日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５４１号
東京都日野市平山４丁目18番地の１都営日野平山４丁目アパート４―214
債務者　小林恵美子（旧姓北野）
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月19日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７６３５号
東京都北区豊島２丁目12―18―102
債務者　石山　義一
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６３７号
東京都豊島区北大塚２丁目17―12―505
債務者　小林　洋子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６６５号
神奈川県川崎市川崎区藤崎４丁目９－１－409
債務者　青柳　達磨
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６７７号
神奈川県大和市林間２丁目３―17―103
債務者　茶谷　智香
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３０４７号
大阪府高槻市塚原４丁目46番１―209号
債務者　植田　真美
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１０７９号
埼玉県川口市大字安行領家700番地の15
破産者　株式会社ＩＱＺ
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８４７号
さいたま市緑区東大門２丁目15番５号
破産者　有限会社宮古流通サービス
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３４４号
さいたま市大宮区大門町３丁目103番地３
破産者　株式会社リファインド
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２３２号
福岡県久留米市山本町耳納236番地の１
破産者　東洋建材株式会社
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第２０号
岩手県盛岡市永井16地割65番地１　ラポール地田Ａ101号
破産者　日本環境創造株式会社
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第８９１号
宮城県名取市増田３丁目３番10号、商業登記簿上の本店所在地仙台市宮城野区中野沼向50番地１
破産者　株式会社英宝通商
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２号
栃木県大田原市八塩348番地　市営旭ヶ丘団地２―７号
破産者　神長　和三
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第１８０号
千葉県旭市後草3233番地
破産者　有限会社浪川ファーム
1　決定年月日　平成25年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係